

市内各指定障害福祉サービス事業所
市内各指定障害者支援施設
市内各指定障害児通所支援事業所 管理者 様
市内各指定障害児入所施設

浜松市障害保健福祉課長 榊原 克人

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る計画書等の提出について

日ごろ、本市の障害保健福祉施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年4月及び5月の間に旧3加算（福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）を算定する場合及び、令和6年6月から新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）を算定する場合は、下記により計画書等を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

下記（1）及び（2）に記載の書類を提出してください。

（1）体制等に関する届出書等（**事業所ごと提出**）

《障害者総合支援法に基づくサービス》

- ①第13号様式「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- ②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

《児童福祉法に基づくサービス》

- ①第12号様式「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※旧3加算と新加算の両方を算定する場合は、**旧3加算（令和6年4月1日又は5月1日適用）と新加算（令和6年6月1日適用）ごとに1部ずつ作成し、提出してください。**

※ただし、旧3加算（令和6年4月1日適用）分のみについては、別途市から発出している令和6年2月29日浜健障第1671号「令和6年4月適用の介護給付費等及び障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書の届出期限等について」に基づき、令和6年4月15日までに上記を含めた書類を提出する場合は、省略可能です。

（2）処遇改善計画書等

- ①別紙様式2-1「福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）」
- ②別紙様式2-2「個票（令和6年4・5月分）」
- ③別紙様式2-3「個票（令和6年6月以降分）」
- ④別紙様式2-4「個票（年度内の区分変更がある場合に記入）」

※該当する場合に提出

- ⑤別紙様式5「特別な事情に係る届出書」

※該当する場合に提出

※同一法人で指定を受ける事業所（サービス数）が10事業所以下の法人（小規模事業所）であって、法人単位で届出の場合は、別紙様式2に替えて、下記書類の提出も可能です。

- ・別紙様式6-1「福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）」
- ・別紙様式6-2「事業所個票」

※令和6年3月時点で旧3加算未算定の事業所であって、令和6年4月又は5月より旧3加算を算定しかつ、令和6年6月以降は新加算Ⅲ型又はⅣ型を算定する場合は、別紙様式2に替えて、下記書類の提出も可能です。

- ・別紙様7-1（加算未算定事業所）「福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）」

2 提出期限

- (1) 令和6年4月又は5月適用の旧3加算と令和6年6月から適用開始の新加算を同時に届出する場合

令和6年4月15日（月）※消印有効

- (2) 令和6年6月から適用開始の新加算のみを届出する場合

令和6年5月15日（水）※消印有効

3 提出先

提出先：〒430-8652

浜松市中央区元城町103-2

浜松市障害保健福祉課指導グループ

※封筒に【処遇改善加算計画書在中】と記載してください。

提出方法：郵送のみ

※持参やメールでの提出はできません。

4 その他

- ・書類の作成に当たっては、国通知の令和6年3月26日障障発0326第4号及びこ支障第86号「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認いただきますようお願いいたします。

担当 指導グループ

電話 053-457-2860